

平成20年3月5日

平成20年

第1回教育委員会臨時会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成20年第1回教育委員会臨時会会議録

平成20年3月5日午後2時00分大田区教育委員会臨時会を開催した。

1 出席委員

渡 邊 盛 雄 委 員	委員長
高 山 美 智 子 委 員	委員長職務代理者
野 口 和 矩 委 員	
櫻 井 光 政 委 員	
細 島 徳 明 委 員	教育長

計 5名

2 出席した職員

教育委員会事務局次長	佐 藤 喜美男
庶務課長	平 山 政 雄
教育委員会事務局施設担当課長	玉 川 一 二
学務課長（私学行政担当課長兼務）	清 水 耕 次
指導室長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務）	鈴 村 邦 夫
社会教育課長	柿 本 伸 二
大田図書館長	鈴 木 慶 三

計 7 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会
会議規則第3条により、第1回大田区教育委員会臨時会を招集した者は、
次のとおりである。

委員長 渡邊 盛雄

○委員長

ただいまから、平成20年第1回教育委員会臨時会を開催する。

○委員長

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数である。よって会議は成立した。会議録署名委員に野口委員を指名する。

日程第1 「部課長からの報告事項」

○委員長

部課長からの報告を求める。

○指導室長

開桜小学校での USB の紛失について報告する。

開桜小学校において、個人情報入りの USB メモリーを男性教諭が教員室内で紛失するという事故が発生した。この USB メモリーには、①同教諭が担任するクラスの児童名、保護者名、住所、電話番号の入った名簿、②2学期の通知表の所見の控え、③緊急連絡網等の個人情報と教諭が担当する学校事務に関するデータが保存されていた。

紛失の経過は、同教諭は、2月19日夜、教員室内のパソコンにて USB メモリーを使用して仕事をしていた。その後、教室や印刷室に行くために離席し、パソコンに戻ったところ USB メモリーの紛失に気づいた。紛失が発覚した後、すぐに残留していた教員とともに、教員室、教室、廊下等を搜索したが、発見には至らなかった。翌20日から全教職員で校内を搜索したが、当該 USB メモリーの発見には至らず、警察に紛失届を出すとともに、25日夕刻、同教諭の担任クラスの臨時保護者会を開催し、学校長より事故の経緯と再発防止策を報告するとともに、保護者への謝罪を行った。

同校の学校情報に対するセキュリティー対策基準においては、個人情報と一般データを混在させない、パソコンで USB メモリーを使用中は離席しない等、個人情報の適切な取り扱いに努めていたところであるが今回の事故が発生してしまった。

指導室では事故を受けて、同校に USB メモリーの管理の徹底と作業中の離席及び同一 USB メモリーへの個人情報と一般データの混在の厳禁等、対策基準を一層強化し、再発防止に努めるとともに、紛失した USB メモリーの搜索を引続き行うよう指導した。また、今回の事故を非常に重く受け止め、全校の個人情報の管理の徹底を図るため現行のセキュリティー基準の見直しに着手した。改めて各学校にセキュリティー基準を示し、個人情報の適正管理について徹底していく。今回の事故により、関係機関、とりわけ当該児童の保護者には多大なご迷惑と心配をかけたこととお詫びする。

○社会教育課長

1 大田区体育館の閉館事業について

3月31日の大田区体育館の閉館に伴い、3月30日(日)に閉館行事を開催する。

日頃、体育館を使用して練習を重ねてきたダンススポーツ、フォークダンス、民謡等の演技を区民参加型で行うとともに、東京都のバトンチームや東京実業フェニックスのマーチングバンドのアトラクション等も計画している。

2 夏季巡回ラジオ体操「みんなの体操会」の開催について

今年で80周年を迎える夏季巡回ラジオ体操が、7月20日から8月31日の間、全国43会場で行われる。この初日となる7月20日(日)に大田区での開催が正式決定した。会場は平和の森公園を予定している。当日はNHKラジオ第1放送で全国に生中継をされる。正式決定を受けて、大田区のラジオ体操会連盟を中心に準備を進めている。詳細が決定したら、近隣の自治会、学校等の区民への参加を呼びかけていく。

3 第68回国民体育大会の開催について

平成25年に開催される第68回国民体育大会は東京都が開催地となっている。この大会は多摩・島しょを中心として開催するという都の意向があり、大田区としては会場候補として積極的に名乗りをあげていなかった。しかし、昨年末にカヌーのフラットウォータ競技の開催予定地であった品川区での開催が急遽できなくなり、その代替地として大田区の都立京浜島つばさ公園に面した京浜南運河が候補にあがり、1月中旬に大田区への協力依頼があった。区としては調査を行った結果、2月中旬に都に協力する旨の回答をし、2月18日に開催された東京国体準備委員会の常任委員会にて追加決定された。今後、中央競技団体、日体協の正規視察を受けて会場の適否が判断された後、都議会にて開催決議を受ける運びとなる。さらに、本年6月に競技全体の開催申請の後、2年後の平成22年度に第68回の国民体育大会の会場が正式決定される予定である。この開催決定を受けて、同年に準備委員会を立ち上げ、24年にはリハーサル大会、25年に開催との流れになる。

○大田図書館長

1 図書館インターネットサービスの開始について

資料)図書館インターネットサービスの開始

区民から要望の強かったインターネットを活用した図書館の資料検索・予約サービスを4月1日午前9時からスタートする。

主なサービスの内容は、①資料検索・予約サービス ②電子メール通知サービスである。なお、資料予約をするには、事前に区立図書館の利用者登録とパスワード登録が区立図書館、大田文化の森情報館の窓口での事前登録が必要である。また、合わせて音声応答サービスも開始する。詳細については、資料をご覧ください。

今回のインターネットサービスの稼働に伴い、入新井地区での予約資料の受取窓口を開設する。入新井図書館が休館の間、地域の自主運営で開設された鷲神社内のおおとり図書館の協力を得て、同館にて行うこととなった。

2 (仮称)大森 海苔のふるさと館の施設概要について

資料) (仮称)大森 海苔のふるさと館・施設概要

(仮称)大森 海苔のふるさと館のオープンまで、あと1か月となった。この施設は①海苔養殖の歴史や生産技術の伝統文化を継承していく ②海苔や海辺に関するさまざまな情報を発信する ③大森ふるさとの浜辺公園のビジターセンターとしての役割を担っていく。施設は3階建て総面積1,354㎡となっている。国の重要文化財、

伊藤丸の展示コーナーやのりライブラリーを設置するとともに、体験学習室などを備えている。詳細は資料のとおりである。

なお、開館は地元の要望を受け、4月6日の海苔まつりの日とした。午前10時からオープニングのセレモニーを行い、その後に地元の皆様による海苔まつりのイベント等を行う予定である。

3 (仮称)大森 海苔のふるさと館のシンボルマークについて

資料) 大森 海苔のふるさと館のシンボルマークについて

(仮称)大森 海苔のふるさと館シンボルマークの公募を行った結果、小学生196名、高校生26名、一般40名、計262名271作品の応募があった。これらの応募作品について、選考委員会にて最優秀作品1点、佳作8点を選定し、最優秀作品をシンボルマークとして使用する。

最優秀作品は、東六郷にある東京都立六郷工科高校3年生の作品である。

作品は、のりをイメージした四角の中に、海苔舟と海苔を使ったおにぎりを描きシンボルとしている。さらに周囲を円で囲み、見やすくするとともに、海苔煎餅をイメージしている。選考委員会では、本作品に対し、海苔の資料館のコンセプトをよく理解している。また(仮称)大森 海苔のふるさと館のシンボルである海苔舟をよく学習し、船首や木製の特徴等を捉えている。四角い海苔とおにぎり、海苔舟をコンパクトにあらわした構図が独創的であるということから、今回の応募作品の中で格段に良い作品と評価され、最優秀作品として選定した。このシンボルマークについては、大田区報・おおたの教育の4月1日号で、区民に周知するとともに、海苔の資料館のポスター・リーフレット等に使用する。

○委員長

ただいまの報告に質問はないか。

○櫻井委員

USBメモリーの紛失の件であるが、数ヶ月前にUSBメモリーの紛失が問題になったばかりである。「気をつけましょう」と言っても問題は解決しない。今回は、教員室において短時間の間に紛失している。私は、教員の人間関係が良好であるのかと危惧する。教育委員会としては、人間関係の状況についても確認し対応をしなければならぬ。また、次の段階としてUSBメモリーがなくなった時にどうなるかということを考えなくてはならない。前回の時にも言ったが、セキュリティー性の高いUSBメモリー、例えば暗証番号や指紋認証等の機能のついたUSBメモリーを使用することにより、二次被害を防ぐことが可能となると思う。

この2つの点について、何らかの対策を講じていたのか、今回どのように指導するかを聞きたい。

○指導室長

職員室内の状況であるが、事故当日に残留していた教員について聞き取り調査を実施したが、全員該当しなかった。外部からの進入についても、教員室には常時人がいた状態であり考えられない。さらに当該職員がUSBメモリーを抜いたのか抜かなかったのかをよく覚えていないという状況もあり、紛失届となった。

10月にも同様の事故が発生している。本当に恥ずかしい話である。

前回の事故を受けて、指導室としても私物 USB メモリーの使用は禁止している。当該校でも、学校で用意したものを常時金庫に保管するという方式を進めている。しかし、今回紛失した USB メモリーは私物であり、その中に個人情報が含まれていた。

現在、セキュリティー基準の見直しを始めている。USB メモリーの管理、暗証番号等について、出来次第、各学校に周知していく。

○野口委員

海苔の資料館のシンボルマークについてである。色は何色になるのか。囲むように描かれた円は、お煎餅の形ということであったが、OTA の O もイメージしたという形にならないのか。

○大田図書館長

色の件については、白地に黒の単色のデザインである。選考委員会でも、色を着けてはとの意見はあった。しかし、海苔を引き立てるためには白黒の方が良いという結果になった。OTA の O については、私も同様の考えであるが、製作者の作成の意図には含まれていない。

○野口委員

作者本人に、煎餅と OTA の O をイメージして説明してよいかという確認を取ればいいのではないか。

○櫻井委員

本人に確認をする必要はない。デザインをする側の意図と選定する側の意図がある。選定した大田区の意図としては、OTA の O を象徴的に表していることから採用したという説明を付ければよい。

○野口委員

選定する側の意図を加えることはできるのか。

○次長

できる。

○委員長

ほかに質問はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2 「議案審議」

○委員長

第12議案について説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第12号議案「大田区立池雪小学校の指定校変更不許可処分に係る異議申立の決定について」について説明する。

関係書類を回覧する。本議案については、昨日3月4日付で、申立人より異議申立の取下げが提出された。従って、本議案については取下げをさせていただきたい。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

○教育長

昨日付で、すでに取下げられたものを議案として提出する必要はあるのか。

○庶務課長

議案として提出する必要があるのかという議論はあった。しかし、議案として告示をしている関係から、この場で判断いただくこととした。

○野口委員

第13号議案が繰り上がるということか。

○庶務課長

申立書の取下げがあったので、ご承認いただき第12号議案については廃案とする。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」と声あり)

○委員長

承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

○委員長

第 13 議案について説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第 13 号議案「大田区立小池小学校の指定校変更不許可処分に係る異議申立の決定について」について説明する。

本件の趣旨は、大田区教育委員会が平成 20 年 2 月 21 日付で行った小池小学校への指定校変更申請に関する不許可決定の取消しと小池小学校への指定校変更を求めるものである。

申立理由は ①申立人の新 1 年生となる児童は、小池小学校の新 6 年生となる姉と同じ学校に通学することを当然と考えていたため、大きく落胆をしている。また、このことが姉にもメンタル面で影響している。②多数の仲の良い幼稚園時代の友人が小池小学校に入学をする。池雪小学校に入学した場合、池雪小学校の児童の多くは仲池上に居住し、自宅から遠いため友人関係を形成する上での障害になる。③自宅から池雪小学校への通学経路は人通りが少なく安全確保に不安がある。④申立人の妻は、小池小学校の PTA 役員を数回歴任し、来年度も PTA の運営委員になる予定でいる。姉と別の学校に通うとなると運営委員を返上せざるを得ない。このことが小池小学校の PTA の運営に支障をきたすとのことである。

事実関係について説明する。

平成 19 年 12 月 19 日付で、教育委員会として本申立人の保護する児童に対し、就学する学校を大田区立池雪小学校と指定し通知をした。通知には就学の期日、就学指定校の他、指定校変更申請の手続きの方法等を記載した。手続きに関する記述の中に不許可の場合があることも記載している。

小池小学校の平成 20 年度新 1 年生の受入児童数は、学校の施設規模から 4 学級 150 名定員としており、通学区域内の児童数と指定校変更の児童数の合計が 150 名を超える場合は指定校変更申請者を対象として抽選とすることとしていた。これらの内容については、事前に大田区報、ホームページ等に掲載し周知するとともに、指定校変更の受付会場においても掲示をし、さらに申請者の一人ひとりに対して、同内容を記載した案内文を配付している。

申立人は、平成 20 年 1 月 5 日(土)に小池小学校への指定校変更申請を教育委員会に提出した。申立書の記載では 1 月 12 日(土)に申請とあるが、当日は受付をしていないため申立人の思い違いかと思う。なお、当日は申請を受理した上で、結果通知については 2 月中旬となることを説明している。

教育委員会としては、1 月 22 日時点において、小池小学校の通学区域内の入学予定児童数が 135 名、指定校変更申請者数が 24 名、合計 159 名となったため、これまで周知してきた内容のとおり抽選を実施することとし、2 月 15 日に指定校変更申請者に対しその旨通知した。

2月20日、小池小学校において、申立人を含む申請者22名の立会いの下、抽選を行った。抽選日当日の通学区域内の入学予定児童数133名となっており、受入児童数150名との差である17名の入学を許可することにした。抽選の結果、本申立人は落選となった。教育委員会は、抽選翌日に変更申請に対して許可できない旨を申立人に通知した。

教育委員会は指定校変更申請を審査するにあたり、指定校変更区域外通学審査基準を定めている。基準では、一律に判断するのではなく、個々の申請理由を総合的に判断し、個別に決定するとしているが、許可については学校施設の収容能力及び学級編成に問題のないことを前提としている。

小池小学校の現状を説明する。

施設規模は保有する普通教室が24、特別教室が8である。現在は特別教室の8教室のうち1教室を普通教室に転用し、合計25の学級規模で運営している。従って全普通教室を使用し、なお且つ、特別教室を普通教室に転用している余裕のない状況である。このことから、平成20年度の新入学児童数については、本年度卒業の6年生の学級数が4学級と同規模とすることとした。本来1学級の児童数の上限は40名のため、最大160名まで収容できるが、4月1日までの転入者またそれ以降の転入者を考慮し、150名を限度とし、対応している。

以上説明したとおり、今回の指定校変更は、許可をする大前提となる学校施設の収容能力及び学級編成に問題が生じるということで抽選となった。抽選となることについては予め周知をした上で、公開の場で公正に抽選を行っている。このことから、私どもとしては申立そのものに理由はないものと考えている。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

○教育長

異議申立なので当委員会の中では、個々の申立理由に対して合理的理由があるかを判断すべきと考える。

私は、申立理由①が気にかかる。兄弟、姉妹がいるということではなく、非常にメンタル面で不安定になっているということが申立理由となっていることである。状況を確認する必要があるのかということが、1番大きな問題だと考える。

教育委員会としては、1つ1つの申立理由に対する判断を申立人に回答文で示す必要がある。私が考えるに、申立理由②友人関係は新1年生なのでこれから新しい友人を作っていく、申立理由③安全の問題は絶対的な危険はない、申立理由④は姉が新6年生ということもあり1年間は負担になるが両校のPTAとして活動をお願いしたいということで対応できるかと考えている。

私は、メンタル面の影響がどの程度なのか、状況を把握しないで良いのか悩む。審査基準も個々の申請理由を総合的に判断して判断するとしている。兄弟、姉妹がいる等として一律に判断するのではなく、そういうところを押さえなくてはいけないと考える。

○高山委員

私も母親の立場としては、兄弟、姉妹は同じ学校に行った方が良いと考える。

しかし、指定校変更申請数が上限を超えた場合は、抽選をするということを事前に告知し、抽選を行った結果である。当初からメンタル面に問題があるのであれば、事前に教育委員会に相談していただけたらよかったと思う。

公開の場で、公正に抽選を行った後に、理由をつけて異議申立をされたものを認めてしまうのは、ルールが崩れ、公平性を欠くことになるのではないか。

○委員長

ほかに意見はないか。

○野口委員

小池小学校新1年生の収容人数を4学級160名のところを150名にする理由は何か。150名とすることを保護者は知っているのか。

今までに同様の異議申立を認めた前例はあるのか。

○学務課長

150名という人数については、事前に区報、ホームページで周知するとともに、指定校変更の会場にて案内文を全員に配付している。過去に兄弟、姉妹に関する理由で異議申立はあったが、入学を許可した前例はない。

なお、150名としているのは経験則である。3月から4月にかけては、転出入が大変多い。以前に上限を155名に定めたことはあるが、結果として160名を超え5学級になった経過がある。今回はその経験を踏まえ、150名に上限設定をした。

○教育長

櫻井委員にお聞きしたい。申立理由①に当該児童及びその姉が「非常に精神的に不安定」と書かれている。これに対して、児童の状況を立証する責任は、申請者側にあるのか、判断をする教育委員会にあるのだろうか。

○櫻井委員

これは、申立の理由であるから、申請する側に立証する責任はあると思う。ただし、証明と疎明とあるが、ある程度の証明、すなわち疎明がされれば、それについてのチェックは教育委員会がしなくてはならない。仮に診断書等が提出されれば、教育委員会として調査をする必要が出てくる。

また、先の話ではあるが異議申立を却下した場合に法的にどうなるかという申立人が教育委員会の判断に納得が行かないのであれば、最終的には訴訟ということになる。訴訟なった場合には、裁量の範囲内であるのか、「基準が一律に適用するのではなく

個々の申請理由を総合的に判断として個別に決定をする」という作業を教育委員会がきちんとしたかどうか、教育委員会が審査基準に沿って誠実に判断をしたのかどうかということが問題となると思われる。

○教育長

やはり、私は申立理由に精神的に不安定とあり、そのことに対して、情報がない中で判断をすることである。事務局では何か情報を得ているのか。

○学務課長

この書面以外の確認はしていない。

○教育長

この書面に書いている文言だけで、合理的理由がないということで却下していいのかどうか、それが裁量の範囲内なのかどうかということになる。

○野口委員

公開の場で抽選し落選をしたということは、本人は納得していると思う。

私は、事前に抽選になるということを説明していたかどうか問題だと考える。きちんと説明をしていたのであれば、これは却下するしかない。冷たいようだが、違う学校に行けば、新しい友だちができる。もっと良い方向で考えることはできないか。

抽選に参加した結果での異議申立となると申立人の個人的なわがままかと思う。抽選という方法に納得が行かなかったのであれば、私なら抽選に参加せずに異議申立をすると思う。

○教育長

何度も言うが、却下するのであれば、申立理由に対して教育委員会の見解を具体的に説明しなくてはならないと考える。

この場合、申立人に対してどのような回答ができるだろうか。

落選してしまったから、子どもが精神的に不安定になってしまった。審査後の問題である。それに対して、親が保護者として子どもを説得するということを期待するのか、私たちとしては、客観的的回答がしにくい申立理由である。

○高山委員

私も「二人とも精神的に非常に不安定になり」という文言は非常に気になる。少し具体的になると判断はしやすい。

3年前になるが指定校変更申請不許可処分を受けて、異議申立をしたが、結果として兄弟が別々の学校に行くという事例があった。その方とは会ったり、話をしたりするこ

とがあるが、希望校に通学できなかったことへの不満は漏らしていない。その子自身が乗り越える力を持っていたのかも知れないが、実際に通学してみてその学校の良さを発見したのかとも思う。

しかし、今回の申立理由の文言だけで判断は難しい。この子が希望しない学校に行くことにより、当初から登校拒否になってしまったらと心配もする。しかしルールから行けば抽選後の申立なので、抽選をしたという教育委員会の判断を尊重してほしい。

○庶務課長

確かに兄弟、姉妹が通学している学校へ行けないとなると児童が多少精神的に不安定になるというのは想像のできることである。

確か5年ほど前、山王小学校で指定校変更申請に対して抽選をしたのが大田区では最初であった。やはり異議申立がでた。その時の申立理由も今回と同様に、お子さんのメンタル面、距離、友だちであった。結果として、お子さんたちは山王小学校以外に通学した。

○教育長

これからも異議申立はあると思うが、子どものメンタル面を理由とされた場合の判断は難しいと思う。却下をした結果、子どもに何らかの精神的な障害が出てしまったということ想定した場合、教育委員会として正しい判断をしたのかどうか、当然責任はあると思うので、どう取り扱うのか。どのような考えを持って却下するのか。場合によっては何か調査が必要なのか、非常に難しい。

○櫻井委員

厳密に法的なことをいうと審査結果に対する意義の申立なので審査の内容が不服である、審査が間違っているという異議申立である。申立理由①は審査の結果、心に変調をきたしたという趣旨なので、審査が間違っていたということではない。審査する時点では、このような状況がなかったのだから、これを前提とした審査はできなかったのだから、審査は間違っていないと言ってよい。

しかし、審査の結果、そうなった時に事後的にどう救済をするのかは別の論点として残ると思う。審査の結果、心に変調が生じたのであれば、それは大変気の毒ではあるが、審査自体が間違っていたものではない。これは、却下の理由になると考える。

例えば、外国人の在留許可の問題は、在留許可要件のいずれにも該当しない場合、最後に大臣の特別在留許可という制度がある。在留許可要件には該当しないが、諸般の事情を鑑み、気の毒だから大臣が特別に在留を許可するものである。最近は弾力的に運用されている。

今回のようなケースのように、審査は間違っていなかったが、審査の決定によりお子さんの体調が崩れてしまった場合等は、別の方法で救済をするという可能性はある。予め、診断書等で児童の精神状態等から指定校変更の必要性があると分かっていた状態

で不許可としたのと、審査結果を受けて体調に変調をきたしたのでは対応は違ってくる。

個人的意見を言えば、できれば兄弟一緒の学校に通学させてあげたい。特に1年生などは兄、姉と一緒に学校に通学できるのはうれしいことだと思う。審査基準に一律適応でなく個別決定するとあるのであれば、難しいけれど、抽選でなく個別の事情で判断すべきと私は考える。あと学校までの距離は問題にならない。通えない学校を通学区域にしているところは1つもないはずである。どっちが近いかという問題はあるが、通えないということではない。兄弟と一緒にいけるかということと距離の問題は、個人的には全く違うと考えている。今までのルールをここで覆せというのではなく、基準の見直しをしなくてははいけないかと思う。

なお、あくまでも抽選が平等というのは1つの考え方である。兄弟、姉妹がいる保護者に対して、下の子が同じ学校に行けない場合があることを承知して、指定校変更申請をするように説明しておく今回のようなトラブルは避けることができる。

教育長の指摘されているとおり、今後も今回のようなケースは増えてくると思う。その辺りについても、きちんと対応していく必要があると考えている。

○委員長

確かに申立理由①は、大変な姉妹愛を感じる情景である。しかし、公開の場で抽選した後では判断に困るところである。

○教育長

申立理由①を考慮して異議申立を認めた場合、他の保護者から不平等だとクレームがくる可能性はあるのか。

○学務課長

クレームはくると確信している。

言えばよかったという声もあるでしょう。また、何のための抽選会だったのかということになると思う。

○桜井委員

今の話も踏まえると、この異議申立については抽選をするというルールの中で実施したことなので致し方がないとせざるを得ない。ただ、教育長が再三心配しているとおりに、本当に深刻なメンタルの問題が出ているのであれば、いじめの転校等と同じである。例えば、診断書等を取らなくてははいけない、メンタルクリニックに通院しなくてははいけない状態であれば指定校変更としてではなく、次の段階として、別途の事由として新たに判断していかなくてはならない。

○教育長

櫻井委員にお尋ねする。この場合、申請に対する判断に間違いはなかったということで却下をする。その時に、今の事柄について告知をする義務はあるのか。

○櫻井委員

義務はないと考える。義務はないが示唆するという事は、表現の仕方によっては可能と思う。例えば、申立理由①については、その内容と程度によっては憂慮すべきことと思われるが、審査時点であったことではないので異議の理由にはならないものと考えてる。ただし、問題が極めて深刻であって看過できない事態にあっては、しかるべき資料によって証明された場合は別途措置を検討する必要性が生じることはあるかと思うが、これは本決定とは次元の異なる問題であるというようにすれば、示唆したことになる。

○教育長

そのようにまとめていただくと私としても頭がすっきりする。

○櫻井委員

異議申立書を見る限り、申立人は問題についての理解が可能な方である。先程のような書き方をすれば、状況が深刻な状態であれば何か道を探ってくると思われる。

○野口委員

心情的には、兄弟一緒にとというのは良く分かる。しかし、教育委員会として十分な説明責任を要する事項として、今後きちんと取り扱っていく必要がある。

○委員長

確かに今後の対応として、先程櫻井委員が言われたとおり、上の子の指定校変更を申請する場合には、下の子と別々の学校となる場合があることは、きちんと説明しておいた方が良い。

○高山委員

申立人には、この異議申立について教育委員会が時間をかけ、さまざまな角度から検討したこと、またお子さんの精神的に不安定という状況を非常に気にしていたということ伝えていただきたい。

○教育長

議論の大筋は整理できたと思う。事務局の指定校変更の審査に間違いはなかった。

申立理由②③④に対しては、特に汲み取るべきことはない。申立理由①については、落選した結果、事後的に起きた問題であり、別途、指定校変更とは切離して必要に応じて判断をしていくということではいかがでしょうか。

○委員長

ほかにご意見はないでしょうか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは13号議案は、申立内容について特段の理由は見出せない。また申立理由①については、議論にあったよう審査結果を受けて事後に生じた問題であり、審査そのものに影響は与えない。したがって、異議申立を却下する。

なお、申立理由①に、指定校変更不許可処分を受けた結果、当該児童及び姉が精神的に不安定となったことについては、その内容と程度によっては別に対応すべき問題と考え、その状態が何らかの資料により証明された場合等は、別途、今日の判断とは切り離して対応をするということで決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

では、第13号議案について、前述のとおり決定する。

○委員長

これにより、第1回教育委員会臨時会を閉会する。

(午後3時18分閉会)